



# 春の全国交通安全運動

4月6日(月)～4月15日(水)

## 高齢者の事故多発 !

今年2月末現在、7件7人の交通死亡事故が発生し、そのうち5人が高齢死者となっています。

### 高齢歩行者のみなさん

#### ☆時間帯よし

用事は昼間に済ませて、夜間における不要不急の外出は控えましょう!

#### ☆反射材よし

夕暮れ時や夜間に外出する時は、明るい色の服装や反射材を着用するなど、自分を目立たせる工夫をしましょう!

#### ☆確認よし

道路を横断する時は、近くの横断歩道を利用しましょう。  
横断開始前、横断中も左右の安全確認、特に横断後半部分に近づいてくる車に注意しましょう。

### 高齢ドライバーのみなさん

#### ☆体調よし

体調がすぐれない時は、運転を控えましょう。

#### ☆状況よし

天候の悪い日や、夜間・通勤通学時間帯の運転は控えましょう

#### ☆行き先よし

運転する場所は近距離にして、遠距離の運転は控えましょう

安全運転



70歳以上の方が車を運転するときは、高齢者マークを車の前後につけましょう。



### 令和7年中の交通事故発生状況

	全事故			死亡事故		歩行者事故			自転車事故			高齢者の事故		
	件数	死者	傷者	件数	死者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
守山市	168	2	200	2	2	25	0	26	43	1	41	55	0	27
野洲市	99	1	116	1	1	11	1	10	16	0	17	38	1	15
県内全体	2,782	54	3,361	52	54	349	19	349	571	7	549	915	28	473

# 自転車を利用される皆さんへ

## 免許がなくてもドライバー ～ルールを守って安全運転～

道路交通法では、自転車は、軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。  
道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けましょう。  
また、車の運転者も歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり、安全を心掛けましょう。

## 自転車交通安全

ルールを守って安全運転しようね！

### 自転車の新しい制度

2026年4月から自転車にも交通反則制度が適用されます。

### 自転車の交通ルール

#### ★自転車安全利用五則★

～ 自転車を利用する人は次の点に気を付けましょう！

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



### 取締りについて

交通事故の原因となるような悪質・危険な違反が対象です。

自転車を安全・安心に利用するために  
警察庁のホームページ【自転車ルールブック】  
をご覧ください。

警察庁 自転車Q

検索

## 令和7年中における滋賀県内の自転車事故発生状況

		人 対 車			車 両 相 互					単 独			合 計
		対・背面	横断中	その他	正面衝突	追突	出合い頭	右左折時	その他	工作物	路外逸脱	その他	
自転車	件数	11	1	8	9	8	331	157	43		1	2	571
	死者				1	2	2	1	1				7
	傷者				9	6	331	156	44		1	2	549